

## Tax

Issue P385 – 2024 年 2 月 21 日

日本語翻訳版

## Tax Analysis

「税関行政処罰裁量基準」の公布  
税関による法執行の更なる明確化

2023 年 12 月、税関総署は「中華人民共和国税関行政処罰裁量基準（一）」（税関総署公告 2023 年第 182 号）、「中華人民共和国税関行政処罰裁量基準（二）」（税関総署公告 2023 年第 187 号）、「中華人民共和国税関行政処罰裁量基準（三）」（税関総署公告 2023 年第 198 号）（以下、「裁量基準」と総称）を公布した。「裁量基準」は 2024 年 1 月 1 日より施行される。

今回公布された 3 つの裁量基準文書は、それぞれ特定範囲の税関行政処罰案件に適用され、案件ごとに裁量階次と処罰量定基準が定められている。一般的に、裁量基準（一）は税金、証明書、輸出入禁止・制限類貨物/物品の輸出入に関する税関行政処罰案件に、裁量基準（二）は検査検疫に関する税関行政処罰案件に、裁量基準（三）は知的財産権の保護に関する税関行政処罰案件に適用される。税関総署による初の行政処罰裁量基準の公布を受け、税関による法執行の一貫性と透明性に対する企業側の期待の高まりが予想される。また、企業の将来の輸出入活動において、裁量基準は重要なガイダンスの一つになることが想定される。

## 一、背景

裁量基準は、「国務院弁公庁：行政裁量権基準の制定と管理活動のさらなる規範化に関する意見」（国弁発[2022]27 号）の方針に則り、税関による行政処罰裁量権の行使を規範化し、国民、法人その他の組織の合法的な権益を保障することを目的として公布された。裁量基準は、税関法令における一部の原則的な規定や、一定の裁量余地が設けられている法執行権限・裁量幅などの内容に対して数量化や具体化を行い、税関総署公告の形で法執行の基準を社会に公表することで、税関による法執行の一貫性を高め、法執行における一貫性や柔軟性の不足、及び処罰量定不当などの回避を図るものとなっている。

## 二、ハイライト

## （一）税関法執行における「初犯不処罰」ルールの明確化

「行政処罰法」第 33 条第 1 項に、「初犯で被害が軽微であり、かつ適時に被害回復がなされている場合、不処罰にする」と定められている（いわゆる「初犯不処罰」ルール）。裁量基準は、税関法執行における「初犯不処罰」ルールの適用について明確化すると共に、「初犯」の定義について定めた。裁量基準

（一）の添付である「税関行政処罰における『初犯不処罰』事項リスト

Authors :

**Dolly Zhang**

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

E-mail : [dozhang@deloitte.com.cn](mailto:dozhang@deloitte.com.cn)**Roger Chen**

Partner

Tel : +86 21 2316 6922

E-mail : [rogechen@deloitte.com.cn](mailto:rogechen@deloitte.com.cn)**Tomey Lin**

Director

Tel : +86 20 2831 1057

E-mail : [tomlin@deloitte.com.cn](mailto:tomlin@deloitte.com.cn)**Michael Wu**

Senior Manager

Tel : +86 21 2312 7198

E-mail : [michaelzhu@deloitte.com.cn](mailto:michaelzhu@deloitte.com.cn)

(一) 」を例に挙げると、当該リストにいう「初犯」とは、「当該法令違反行為の発生日以前の 24 か月において、当事者に密輸行為への関与、或いは税関監督管理規定の違反に関する行政・刑事違法記録がない」ことを指す。

裁量基準(一)によれば、税金、証明書、輸出入禁止・制限類貨物/物品の輸出入に関する税関行政処罰案件における「初犯不処罰」ルールの適用対象が「税関行政処罰における『初犯不処罰』事項リスト(一)」に列挙されている法令違反行為に該当し、初犯かつ適時に被害回復がなされている場合、不処罰となる。リストに列挙されている法令違反行為は、原則として、対象の貨物・物品に関する金額要件が設けられる。例えば、輸出入制限類貨物を輸入したものの、税関に申告する際に輸入許可証を提示できない場合、「初犯不処罰」ルールの適用を申請する前提条件として、対象貨物の価値が 10 万元未満、また、申告義務不履行或いは不実申告に該当し、国の許可証管理に影響を与えた場合、対象貨物の価値が 5 万元未満でなければならない。

## (二) 裁量階次ごとの裁量幅設定

裁量基準では、裁量階次として「不処罰、処罰減輕、酌量減輕、通常量定、酌量加重」の 5 段階が設けられ、裁量階次ごとに裁量幅が設定されている。税関法令違反行為に対する裁量基準として、対象貨物の価値、過少納付税額、対象物品の価値などの過料計算ベースを設け、法令違反の状況に基づく過料の最大値・最小値の規定や裁量階次ごとの裁量幅設定を通じて、状況に見合った処罰量定を確保する。

### 1. 不処罰

裁量基準では、「行政処罰法」の不処罰ルールに従い、税関による法執行における不処罰の適用対象(主に「主観的過錯」を伴わない法令違反行為、発生から 2 年以上経過した法令違反行為、被害が軽微である法令違反行為、初犯などを含む)が明確化されている。

前述した「初犯不処罰」のほか、被害が軽微であり、かつ適時に被害回復がなされている場合(以下、「被害軽微」)も不処罰となる。裁量基準(一)では、税金、証明書、輸出入禁止・制限類貨物/物品の輸出入に関する税関行政処罰案件における「被害軽微」に該当する行為が列挙されている。例えば、企業の不実申告により、税関統計の正確性に影響を与えたものの、対象貨物の価値が 20 万人民币元未満である場合、或いは企業の不実申告により、国の許可証管理に影響を与えたものの、対象貨物の価値が 3 万人民币元未満である場合、適時に被害回復がなされているのであれば、被害軽微に該当し、税関は不処罰とすることができる。

なお、留意点として、企業が税関監督管理規定に違反し、税関からは正通知を受けた後、1 年以内に同一の違反行為を行った場合に、税関は、「被害軽微」に該当しないと見なし、不処罰ルールの適用外とすることができる。

### 2. 処罰減輕

税関による行政法執行の視点でいう処罰減輕とは、税関が法令違反者に対して、法令で定められた処罰方式と処罰量定の下限以下で行政処罰を与えることを指す。裁量基準(一)では、実務上よく見受けられる税金、証明書、輸出入禁止・制限類貨物/物品の輸出入に関する税関行政処罰案件における、処罰減輕の適用対象となる状況や情状が列挙されている。例えば：

For more information, please contact : :

#### Tax & Business Advisory Indirect Tax Services National Leader

Lily Li

Tel : +86 21 6141 1099

E-mail : [lilyxcli@deloitte.com.cn](mailto:lilyxcli@deloitte.com.cn)

#### National Deputy Leader

Shu Tian

Tel : +86 10 8534 2338

E-mail : [shutian@deloitte.com.cn](mailto:shutian@deloitte.com.cn)

#### Customs and Global Trade Services National Leader

Dolly Zhang

Tel : +86 21 6141 1113

E-mail : [dozhang@deloitte.com.cn](mailto:dozhang@deloitte.com.cn)

#### Northern China

Betty Mu

Director

Tel : + 86 10 8512 5698

E-mail : [bemu@deloitte.com.cn](mailto:bemu@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

Liquan Gao

Partner

Tel : +86 21 6141 1053

E-mail : [ligao@deloitte.com.cn](mailto:ligao@deloitte.com.cn)

#### Southern China

Janet Zhang

Partner

Tel : +86 20 2831 1212

E-mail : [jazhang@deloitte.com.cn](mailto:jazhang@deloitte.com.cn)

#### Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

<sup>1</sup> 法律上及び道徳上、回避されるべき行為を行うにあたり行為者を支配する故意または過失を「過錯」という

- 自主開示：税関が把握していない法令違反行為を自主開示する場合
- 許可証管理に関わらない法令違反行為：税関監督管理規定に違反した（例えば、保税監督管理貨物の輸送、保管などの記録に不実があり、かつ正当な理由がないこと）ものの、国の輸出入禁止・制限品目の管理、租税徴収管理、外貨管理、輸出税額還付管理に影響を与えない場合
- 少額な税金過少納付：国の租税徴収管理に影響を与えたものの、過少納付税額が納付すべき税額に占める割合が10%未満であり、かつ企業の法令違反行為による過少納付税額が25万人民元未満であるか、個人の法令違反行為による過少納付税額が5万人民元未満である場合
- 少額な税金過多還付：国の租税徴収管理に影響を与えたものの、過多還付税額が申告価格に占める割合が10%未満である場合

裁量基準（一）では、過料を科す行政処罰において、処罰減輕を適用する場合の処罰量定基準が明確化されている。処罰減輕を適用する場合、対象貨物の価値を計算ベースとする場合、対象貨物の価値の5%以下に相当する過料を科し、過少納付税額を計算ベースとする場合、過少納付税額の30%以下に相当する過料を科す。

### 3. 酌量減輕

税関による行政法執行の視点でいう酌量減輕とは、税関が法令違反者に対して、法令で定められた処罰方式と処罰量定の酌量範囲内で、比較的軽い処罰方式を採用するか、比較的軽い行政処罰を与えることを指す。裁量基準によれば、企業が税関の調査に協力的な姿勢を示し、自身の法令違反を認め処罰を受け入れ、積極的に被害結果の除去または軽減に努め、被害結果が軽微であるなどの情状が認められる場合、原則として酌量減輕の適用を受けられる。具体的には、下記の情状が該当する。

- 税関の調査と処罰に協力的な姿勢を示す：「税関の調査と処罰に協力的な姿勢を示す」とは、当事者が税関の調査に協力することで、事実関係の究明や処罰量定に寄与し、かつ必要に応じて、規定通りに保証を提供することを指す。実務上、企業が税関の要求に従い、案件関連の証憑資料（財務証憑、貿易証憑、社内業務連絡記録などを含むが、これらに限らない）を漏れなく提供し、事実の隠蔽または証憑の偽造を行わないなどの情状がこれに該当する。「自身の法令違反を認め処罰を受け入れる」とは、当事者が自身の法令違反行為を事実通りに供述し、事実関係を認め、書面を以て税関の処罰を受け入れる意思を表明することを指す。
- 積極的に被害結果の除去または軽減に努める：例を挙げると、税関調査期間中に、規定通りに関連の税関手続きを行い、かつ税関から処罰を言い渡される前に、保証金を全額納付し、税金を追納する意思を表明する場合、「積極的に被害結果の除去または軽減に努める」に該当する。
- 少額な税金過少納付：国の租税徴収管理に影響を与えたものの、過少納付税額が納付すべき税額に占める割合が10%以上20%未満であり、かつ企業の法令違反行為による過少納付税額が25万人民元以上50万人民元未満である場合、「少額な税金過少納付」に該当する。

裁量基準では、過料を科す行政処罰において、酌量減輕を適用する場合の処罰量定基準が明確化されている。例を挙げると、税金、証明書、輸出入禁止・制限類貨物/物品の輸出入に関する税関行政処罰案件に対する過料徴収に酌量減輕を適用する際、対象貨物の価値を計算ベースとする場合、対象貨物の価値の5%以上10%以下に相当する過料を科し、過少納付税額を計算ベースとする場合、過少納付税額の30%以上60%以下に相当する過料を科す。

### 4. 通常量定

不処罰、処罰減輕、酌量減輕及び酌量加重が適用されない情状に対して、税関は通常量定で処理する。

例を挙げると、税金、証明書、輸出入禁止・制限類貨物/物品の輸出入に関する税関行政処罰案件に対する過料徴収に通常量定を適用する際、対象貨物の価値を計算ベースとする場合、対象貨物の価値の10%以上15%以下（これまでの実務において採用されている「対象貨物の価値の8%以上10%以下に相当する過料」よりも高く設定されている）に相当する過料を科し、過少納付税額を計算ベースとする場合、過少納付税額の60%以上100%以下（これまでの実務において採用されている「過少納付税額の追納+過少納付税額の100%に相当する過料」よりも低く設定されている）に相当する過料を科す。

### 5. 酌量加重

税関による行政法執行の視点でいう酌量加重とは、税関が法令違反者に対して、法令で定められた酌量範囲内で、比較的重い処罰方式か、行政処罰を与えることを指す。裁量基準によれば、暴力・脅迫・事実隠蔽・証拠隠滅等により税関の法執行を妨害すること、密輸で処罰された後2年以内に再び密輸を行うこと、税関監督管理規定違反で処罰を受けた

後 1 年以内に再び同一の違反を行うことなどの情状が、「酌量加重」の適用対象となる。例を挙げると、税金、証明書、輸出入禁止・制限類貨物/物品の輸出入に関する税関行政処罰案件に対する過料徴収に酌量加重を適用する際、対象貨物の価値を計算ベースとする場合、対象貨物の価値の 15%以上 30%以下に相当する過料を科し、過少納付税額を計算ベースとする場合、過少納付税額の 100%以上 200%以下に相当する過料を科す。

## 考察とアドバイス

裁量基準は、税関の行政法執行に関する現行規定に対する解釈と具体化であり、裁量基準の作成と公布は、税関による法執行の規範化、及び企業のコンプライアンス向上に寄与することが期待される。企業は個々の案件に対して、情状を踏まえて適用される可能性のある裁量階次について分析することができ、また、「不処罰」「処罰減輕」「酌量減輕」「酌量加重」の適用対象となる情状を識別し、裁量階次ごとの裁量幅を踏まえた上で、処罰方式と処罰量定を想定し、税関とのコミュニケーションや交渉の参考することができる。税関行政法執行案件に対する私どもの考察から見て、多くの企業にとって、どのようにして「不処罰」「処罰減輕」「酌量減輕」を求め、「酌量加重」を回避し、過料を減少させるかは、税関関連業務コンプライアンス上の留意すべき要点となっている。私どもの経験上、税関行政処罰案件において、企業は税関との意思疎通に際して、下記の対応策を検討することが推奨される。

### テクニカル上の各種予備知識の把握

多くの企業にとって、裁量基準を踏まえて処罰量定を想定するためには、テクニカル上の各種予備知識の把握が求められる。処罰量定基準を例に挙げると、税関監督管理規定に違反した案件において、過料は通常、対象貨物の価値、対象物品の価値、過少納付税額などの計算ベースに基づき計算されるが、その内、対象貨物の価値は、法令違反の情状に基づき計算する必要がある。企業の不実申告により税関統計の正確性または税関監督管理に影響を与えた場合、対象貨物の価値は、実際の輸出入貨物の価値で計算され、その内、対象貨物の数量または価格の不実申告に該当する場合、対象貨物価値は貨物の申告価値と実際の価値との差額で計算される。上述のように、不実申告に対する税関行政処罰の量定を想定する際に、法令違反情状と被害結果の種類を正確に識別する必要があり、そのためには、予備知識として税関関連の専門知識の把握が求められる。従って、関連する企業は、税関関連業務に求められる専門能力を強化すると共に、税関と意思疎通を行う前に、各種予備知識を把握することでテクニカル上正しい判断を行えるよう、必要に応じて専門機関にサポートを求めることが推奨される。

### 必要資料の整備

税関に「不処罰」「処罰減輕」「酌量減輕」の適用を主張する場合、適切な証拠と情報を提供できるよう確保する必要がある。裁量基準は、「不処罰」「処罰減輕」「酌量減輕」を求める企業に有用なガイダンスを提供する一方、「不処罰」「処罰減輕」「酌量減輕」の適用対象となる情状の存在を証明する文書・資料をどのような形で提供すべきかについては、詳しく説明していない。例えば、裁量基準では、「当事者に主観的過錯がないことを証明できる十分な証拠があれば、不処罰にする」と定められているが、どのような証拠を提供すべきか、「十分な証拠」に該当するか否かをどのように判断すべきかについては、言及されていない。企業は、個々の案件に対して、ケースバイケースで必要資料を整備する必要があると考えられる。例えば、一部のハイテク商品（集積回路など）の関税分類案件において不実申告を疑われた場合、企業は、「自身に主観的過錯がない」ことを裏付ける情状として、「対象商品の関税分類はテクニカル上複雑であること」を証明する客観的な証拠資料を十分に用意すると共に、対象商品の型番、生産工程、製品の構造・機能・運用分野などを踏まえて、「対象商品の関税分類が困難である」ことを検証することが推奨される。

### 政策の活用

近年、税関総署は企業の自主的なコンプライアンス向上を奨励するために、複数の輸出入企業向け優遇政策を打ち出している。関連する企業は、税関関連業務管理における総合的な能力を高め、政策の活用を通じて経営効率を向上させることが推奨される。裁量基準の「初犯不処罰」ルールを例に挙げると、不実申告に起因する税金の過少納付に対して「初犯不処罰」を申請する場合、「過少納付税額が 1 万人民币未満」という要件が存在する。規模の大きい輸出入取引に従事する企業にとって、上述の金額要件の充足は困難であり、その影響で、税金過少納付案件に対する「初犯不処罰」の申請が難しくなる可能性がある。その場合、「自主開示<sup>2</sup>」政策を活用することが推奨される。具体的には、企業が租税関係の法令違反行為を発生日から 6 か月以内に自主的に開示し、或いは、租税関係の法令違反行為を発生日から 6 か月以上 2 年以内に自主的に税関に開示し、且つ、申告漏れ又は過少納付の税額が納付すべき税額に占める比率が

<sup>2</sup> 中国税関の自主開示政策については、デロイト中国発 2023 年 10 月の Tax Analysis をご参照ください。

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2023/deloitte-cn-tax-tap3802023-zh-231011.pdf>

日本語翻訳版：<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2023/deloitte-cn-tax-tap3802023-jp-231011.pdf>

30%以下（或いは申告漏れ又は過少納付の税額が 100 万人民元以下）である場合、税関は不処罰にすることができ、後者のほうが、金額要件がない分、不処罰にされる可能性がより高いと考えられる。輸出入企業は、より自身の実情に適した政策を選択できるよう、各種税関法令や政策を詳しく把握することが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

#### **Deloitte China**

**李旭升**  
Tax Managing Partner  
Tel : +86 755 3353 8113  
Fax : +86 755 8246 3222  
E-mail : [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### **Northern China**

**Xiaoli Huang**  
Partner  
Tel : +86 10 8520 7707  
Fax : +86 10 6508 8781  
E-mail : [xiaolihuang@deloitte.com.cn](mailto:xiaolihuang@deloitte.com.cn)

#### **Eastern China**

**Maria Liang**  
Partner  
Tel : +86 21 6141 1059  
Fax : +86 21 6335 0003  
E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### **Southern China**

**Jennifer Zhang**  
Partner  
Tel : +86 20 2885 8608  
Fax : +86 20 3888 0115  
E-mail : [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

#### **Western China**

**Frank Tang**  
Partner  
Tel : +86 23 8823 1208  
Fax : +86 23 8857 0978  
E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### **About the Deloitte China National Tax Technical Centre**

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### **China National Tax Technical Centre**

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### **Northern China**

**Julie Zhang**  
Partner  
Tel : +86 10 8520 7511  
Fax : +86 10 6508 8781  
E-mail : [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

#### **Eastern China**

**Kevin Zhu**  
Partner  
Tel : +86 21 6141 1262  
Fax : +86 21 6335 0003  
E-mail : [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

#### **Western China**

**Tony Zhang**  
Partner  
Tel : +86 28 6789 8008  
Fax : +86 28 6317 3500  
E-mail : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### **Southern China (Mainland)**

**German Cheung**  
Director  
Tel : +86 20 2831 1369  
Fax : +86 20 3888 0115  
E-mail : [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

#### **Southern China (Hong Kong)**

**Chik, Doris Wai Chi**  
Director  
Tel : +852 2852 6608  
Fax : +852 2543 4647  
E-mail : [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

#### **JSG Tax team**

**華北地区**  
北京·天津  
**服部 功**  
Senior Manager  
Tel : +86 22 2320 6620  
Email : [ishattori@deloitte.com.cn](mailto:ishattori@deloitte.com.cn)

**華東地区**  
上海  
**板谷 圭一**  
Partner  
Tel : +86 21 6141 1368  
Email : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

#### **華東地区**

上海  
**中野 隆正**  
Senior Manager  
Tel : +86 21 3313 8800

#### **華南地区**

廣州  
**左 迪**  
Partner  
Tel : +86 20 2831 1309

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at [cimchina@deloitte.com.hk](mailto:cimchina@deloitte.com.hk)

#### デロイトについて

Deloitte China (デロイト中国) は、中国の改革開放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の 30 都市において 2 万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、ビジネスアドバイザー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte (デロイト) ブランドは 1845 年に誕生し、1978 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 150 以上の国や地域に広がっています。Deloitte (デロイト) は、「To make an impact that matters」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の変革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細については、<http://www.deloitte.com/cn/about> をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、バンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性または完全性に対し、我々はいかなる (明示的または暗示的な) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しては責任を負いません。

© 2024. For information, contact Deloitte China.